

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

平成 20 年 6 月 2 日

財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

平成 20 年 4 月 30 日に可決成立した地方税法等の一部改正に伴い盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税における寄附金控除の拡充、公的年金からの特別徴収制度の創設、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大を行うほか、国民健康保険税における 2 割軽減申請項目の削除等の所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税

ア 寄附金控除制度の拡充の内容

項目	現行	改正案
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率（10%）の軽減効果	県民税 4% 市民税 6%
控除対象限度額	総所得金額等の 25%	総所得金額等の 30%
適用下限額	10 万円	5 千円

イ 地方公共団体に対する寄附（いわゆる「ふるさと納税」）の場合の控除率の優遇措置

項目	現行	改正案
控除率	適用対象寄附金×税率（10%）の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分を一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] (ア) (寄附金－5 千円)×10% (イ) (寄附金－5 千円)×(90%－0～40%) (所得税の限界税率による)) * (ア) と (イ) の合計額を控除 * (イ) の額は所得割の 1 割まで

* イの地方公共団体に対する寄附の限度額は、それ以外の寄附と合わせて上限が総所得金額等の 30%

イにおける地方公共団体に対する寄附の内容は、別紙資料を参照

ウ 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入

- ・ 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、平成 21 年 10 月支給期分から個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する。

エ 上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率等の廃止及び損益通算範囲の拡大

- (ア) 上場株式等に係る軽減税率の特例（所得税7％，住民税3％（市民税1.8％））の措置の廃止
 - ・平成21年分から本則課税（所得税15％，住民税5％（市民税3％））へ移行
 - ・経過措置 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限の延長（22年末まで）
- (イ) 損益通算範囲の拡大
 - ・上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の導入及び源泉口座内における損益通算の導入

(2) 国民健康保険税

- ア 国民健康保険税における2割軽減を行う場合の申請項目（第147条第3項）を削除し，職権で処理を行う。
- イ 後期高齢者医療制度創設に伴う被用者保険の旧被扶養者（65歳以上）に対する減免についての職権処理規定を整備する。

3 施行期日

(1)のア，(1)のイ及び(1)のウについては平成21年4月1日，(1)のエ（ア）については平成21年1月1日，(1)のエ（イ）については平成22年1月1日，(2)については，公布の日

	現行	改正案
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県又は市区町村	都道府県又は市区町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率(10%)の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 【税額控除額の計算方法】 ①と②の合計額を税額控除 ①[地方公共団体に対する寄附金-5千円]×10% ②[地方公共団体に対する寄附金-5千円]×[90%-0~40%] [寄附者の適用される所得税の限界税率] ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度
控除対象限度額	総所得金額等の25%(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の30%(地方公共団体の対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10万円	5千円

2 寄附金控除の計算イメージ(具体例)

給与収入700万円で夫婦子2人のケース

所得税の限界税率 10%
住民税所得割額 293,500円

注：この場合、住民税の特例控除額の上限(=住民税所得割額の1割)は、29,350円

・このケースで地方公共団体(市区町村, 都道府県)に40,000円寄附した場合

